

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨年度				今年度			
0-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 関西中央福祉会							
	法人所在地	大阪市淀川区木川西4丁目5-40							
	事業所名称	淀川区障害者相談支援センターえんじょい							
	事業所所在地	大阪市淀川区西中島7丁目12-23							
	電話番号	06-6101-5031							
	ファックス	06-6101-5032							
	実施曜日	月曜日から土曜日（行事がある場合は日曜日も実施）							
	実施時間	9:00~17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
	実施法人で実施しているその他の事業	生活介護事業・施設入所支援事業・短期入所事業・共同生活援助・共同生活介護 居宅介護事業・重度訪問介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援事業				生活介護事業・施設入所支援事業・短期入所事業・共同生活援助 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業 ※淀川地域障がい者就業・生活支援センター			
	事業所の特長	<p>当センターは、社会福祉法人の一部署であり、前身である市町村障害者相談支援事業の開所当初から、障害種別に関わりなく、当事者や家族、知人などが相談に来られている。また、スタッフの多くが何らかの障害をもっており、開所当初からの事業の一つであるピアカウンセリングを実施している。</p> <p>以前から、電話がつながりにくいというご意見があったこと、本事業受託により、新規の相談が見込まれたこともあり、平成24年度から電話回線を増設し対応している。その他、FAXやE-Mailといった通信ツールによるもの、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。</p> <p>一方、相談業務以外にも、より豊かで充実した地域生活の確立を目的としたさまざまな企画を実施（定期・不定期）している。外出や季節行事、交流などを通して経験を積み重ねることや時間を共有すること、人間関係の構築などを図っている。</p>				<p>当センターは、社会福祉法人の一部署であり、前身である市町村障害者相談支援事業の開所当初から、障害種別に関わりなく、当事者や家族、知人などが相談に来られている。また、スタッフの多くが何らかの障害をもっており、開所当初からの事業の一つであるピアカウンセリングを実施している。</p> <p>相談業務において、電話の他、FAXやE-Mailといった通信ツールによるもの、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。また、電話が繋がらない場合、もしくは時間外の相談については、携帯電話で対応できるよう体制を整えている。</p> <p>一方、相談業務以外にも、より豊かで充実した地域生活の確立を目的としたさまざまな企画を実施（定期・不定期）している。外出や季節行事、交流などを通して経験を積み重ねることや時間を共有すること、人間関係の構築などを図っている。</p>			
0-2 事務室等について		昨年度				今年度			
	事務室	25㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	相談室	15㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	その他	10㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		昨年度				今年度			
		常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員	
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
		2人	2人	1人					
		内当事者1人	内当事者2人						
0-4 職員の勤務体制		昨年度				今年度			
		常に2人以上事務所内に滞在している職員配置を心がけているが、難しいことも増えている。				月～土を開所し、常勤4人、非常勤1人の職員体制で、複数のスタッフが出勤できるよう休日を調整している。また、情報共有することで訪問や出張を把握し、事務所に常駐できるよう調整しているが、難しいことも増えている。日祝および時間外は、携帯電話にて対応。			
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		昨年度				今年度			
		障害名	実施曜日	実施時間	障がい名	実施曜日	実施時間		
		肢体障害	月～土	9時～17時30分					
		視覚障害	月～土	9時～17時30分					
		内部障害	月～土	9時～17時30分					

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨年度	今年度
1-0 理念・基本方針	<p>当センターは事業所名を「淀川区障害者相談支援センターえんじょい」としているように淀川区で自分らしくそして楽しく生活できるように支援ができれば…という思いを持っている。そのため、まず、障害を持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今どのように生活をし、そしてこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共に気持ちを分かち合いながらご本人と一緒に考えていければという思いから、相談支援を行うスタッフの多くを障害を持つ当事者中心で構成している。その中で、障害は違えど、同じような思いを生活の中で経験している者同士だからこそわかる気持ちを共感し、悩んでいたのは自分だけではないんだと思うと同時に、施設ではなく様々な社会資源を利用しながら障害当事者が地域で生活できることを知ってもらいたいと思う。そして、当センターをその人なりに利用しながら本来ある自分らしさを取り戻して地域で楽しく生活してもらえればと考えている。</p> <p>また当センターは相談機関であり、基本は誰でも気軽に相談に来てもらえればと考えている。しかしながら、いずれは地域の中で当センターとは違う人間関係を広く築いて、地域の中で自分らしく存在できる居場所を見つけてもらえれば常に考えて支援している。そのことこそが本当の意味での地域生活であると考えており、単に生活の場所が地域にあるだけでは地域生活とは呼べないと考えている。自分で自分のことを決め（自己決定）そのことに責任を持つことが自立であると考え、自分の思いを伝えていくことの大切さを知ってもらい、それができない場合でも自分の思いを他の誰かに代弁してもらい、意思を伝えることが自分らしく生活することであると思ひ支援している。また、自分らしく生活する上での選択肢を増やせるように地域で生活する上で必要な経験を一緒に行っている。</p> <p>地域で障害者が自分らしく生活できる環境に近づけていくためには、まず障害当事者が今どのようなことに困っていることが多いのか、また、どのような支援を必要としているのかを相談の中で知ることと考える。そして、それを行政や関係機関に伝え、障害者が障害を感じることなく生活しやすくなるよう進めていければと考えている。様々な制度や支援体制が構築されつつある今日の状況ではあるが、まだまだ自分らしく生活を送るにはほど遠いため、障害者が地域でより自分らしく障害を感じることなく生活できる環境になるようその現状と打開策について提案していければと考えている。</p>	<p>当センターは事業所名を「淀川区障害者相談支援センターえんじょい」としているように淀川区で自分らしくそして楽しく生活できるように支援ができれば…という思いを持っている。そのため、まず、障害を持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今どのように生活をし、そしてこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共に気持ちを分かち合いながらご本人と一緒に考えていければという思いから、相談支援を行うスタッフの多くを障害を持つ当事者中心で構成している。</p> <p>また当センターは相談機関であり、基本は誰でも気軽に相談に来てもらえればと考えている。しかしながら、いずれは地域の中で当センターとは違う人間関係を広く築いて、地域の中で自分らしく存在できる居場所を見つけてもらえれば常に考えて支援している。</p> <p>様々な制度や支援体制が構築されつつあるが充分ではない。いずれは、障害者が障害を感じることなく、地域で孤立せず本来希望する生活を送ることができる環境を目指したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ピアカウンセリングやILPを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る • 社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む • 不当な待遇、虐待を受けることがないよう権利擁護に取り組む • 他機関と連携、協力し必要な社会資源の拡充に取り組む • セミナーや機関紙を通して障害理解への啓発に取り組む

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		昨年度			
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示す中・長期的な計画が定められている。	a	3	中長期目標を立てるのに相応しい事業の一部については、当センターなりの事業所としての中長期目標を立て、それが実現できるように計画を立てている。	3	
			中長期目標はあくまで当センターによる現時点での目標であり、今後、障害者を取り巻く環境の変化や制度の改正などの流動的な部分もあるため中長期目標に基づいた事業先行ではなく、その時の障害者のニーズを把握しそれに基づいた事業を展開していければと考えている。		
	b	3	中長期目標を立てるのに相応しい事業の一部については、中長期目標から計算してその目標が達成されるには当センターがどうすべきかを考えて年度ごとの事業計画を立てている。	3	
			中長期目標はあくまで当センターによる現時点での目標であり、今後、障害者を取り巻く環境の変化や制度の改正などの流動的な部分もあるため中長期目標に基づいた事業先行ではなく、その時の障害者のニーズを把握しそれに基づいた事業を展開していければと考えている。		
c	3	中長期目標を立てるのに相応しい事業の一部については、中長期目標から計算してその目標が達成されるには当センターがどうすべきかを考えて年度ごとの事業計画を立て、その結果については評価している。	3		
		中長期目標はあくまで当センターによる現時点での目標であり、今後、障害者を取り巻く環境の変化や制度の改正などの流動的な部分もあるため中長期目標に基づいた事業先行ではなく、その時の障害者のニーズを把握しそれに基づいた事業を展開していき、それに基づいた評価をしていければと考えている。			
d	3	年度初めに年間の計画を立てる際には、前年度の結果に基づいて次年度の事業計画を策定している。	3		
		中には客観的な事業評価が低いが必要な事業もあり、それについては、スタッフ間で話し合ったうえで必要な事業については継続して行うこともある。			

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	情報提供などの際にも、なるべく簡易な言葉で理解できるように提供することを心掛けている。また、自分の利用する制度や情報などを理解してもらうことで自己決定の際の重要な選択肢となるよう情報を提供している。	5	自己決定するためには、それをするだけの判断材料が必要であり、地域生活における経験や自信がないと選ぶことは困難である。しかし、中には障害により情報をきちんと受け取り理解するのが難しい方々もいらっしゃるため、情報提供をする際には、簡単な表現を用いることを心がけている。加えて、障害があるがゆえに、機会に恵まれなかったことを経験してもらう場として、団体行動や外出、料理など様々な設定をし、自分らしい生活スタイルを見つけてもらう支援に努めている。
			さらに、なるべく手軽に参加できるような事業を行ないながら、団体行動や外出や料理などといったこれまで障害があるがゆえに機会に恵まれなかったことなどを経験できる場を提供し、そのような経験を通じて自信を持ってもらい、地域で自分らしく生活できるような支援を行なっている。		幼少期から障害を持つ場合、多少に違いはあるが当たり前を経験することができずに成人していることが多い。中でも、「料理」は周りの反対があったりして、台所に立つ経験が少ない、または全くないが、興味、関心があり、いろいろとチャレンジしたいという希望が多く、これまでも、数年にわたり企画、障害種別にこだわらず募集し、実施してきた。
b	障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	3	会話によるコミュニケーションが困難な場合は、障害に応じて筆談やメール機能の使用、または絵カードやコミック会話などを利用して、希望や意思の確認をしている。	3	会話によるコミュニケーションが困難な場合は、障害に応じて筆談やメール機能の使用、または絵カードやコミック会話などを利用して、希望や意思の確認をしている。また、必要に応じて、障害特性に応じたコミュニケーション手段を事前に関係機関と共有しておく場合もある。
			手話に関しては、まだまだコミュニケーションができるほどではない。		
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	5	当センターでは、特に相談者が地域で自分の意思に基づいて自分らしく生活して欲しいという思いがある。そのため、まず置かれた状況や障害について自分自身を知り、思いに気付いてもらい、今後どのような生活をしたのかについて一緒に考えている。その際には、なるべく自分の人生を自分で考えて自分で決定していくことに留意し行なっている。	5	特に相談者が地域で自分の意思に基づいて自分らしく生活して欲しいという思いがある。そのため、まず置かれた状況や障害について自分自身を知り、思いに気付いてもらい、今後どのような生活をしたのかについて一緒に考えている。その際には、なるべく自分の人生を自分で考えて自分で決定していくことに留意し行なっている。
			具体的には、目標に向かうためにどのようなことが必要かを一緒に考え、できることは自分で、できないことは他の人に支援してもらうことの判断をできる範囲で様々な事（外出や料理などの企画を通じて、またはその他の場合もあるが…）を一緒に行ないながら感じてもらっている。一緒に何かを経験することによって、今後同じような状況が起こっても少しは自分でできることが増えているほうが自由であり、それこそが自己決定を生み出すという考えのもと支援している。そして、いつかは当センター以外の場所でも、自分らしく楽しく生活できる場を見つけてもらえればと常に考えている。		具体的には、ピアカウンセリングやILPを通して、自分でできる事、苦手な事が何かに気づいてもらい、できることは自分で、苦手なところはどのようにしていかを一緒に考えていくようにしている。その中で、自分らしく生活する方法が一つではないことに気づいてもらい、自己決定しやすい環境を整えている。こういった取り組みが、本人にとってのエンパワメントになり、自己決定を生み出すという考えのもとで支援している。そして、いつかは当センター以外の場所でも、自分らしく楽しく生活できる場を見つけてもらえればと常に考えている。

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	3	本人に合ったコミュニケーション方法をとるように常に考えている。簡単に答えやすいように工夫したり絵などを使ったり、筆談なども含め、一番本人とコミュニケーションがとやすく、かつ、本人が一番自分を表現しやすい方法を心がけている。	3	本人に合ったコミュニケーション方法をとるように常に考えている。簡単に答えやすいように工夫したり、イラストや写真、文字盤などを使用して、一番本人とコミュニケーションがとやすく、かつ、本人が一番自分を表現しやすい方法を心掛けている。
					本人とコミュニケーションがとやすいよう、その時々に応じた対応を、本人と一緒に考えていきたい。
b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	言葉によるコミュニケーションが難しい人の場合は、少し時間を掛けて反応を試しながらの対応をしながら様子を見たり、本人が一番親しい人との関わりなどを見ながら、本人がこういった反応を示した時は何を伝えようとしているかをすこしずつ理解していきながらコミュニケーション方法を探していくなど工夫している。	4	何度も本人と面談をし、気軽に話し合えるような関係性を作り、本人が話しやすい雰囲気作りを心がけて対応している。そういった関係性を作っていくうちに、本人特有のサインを発見や理解できるよう心掛けている。
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	本人に同意を得た上で行なうことが前提であるが、本人を理解している人も一緒にコミュニケーションをとり、少しでも本人の思いを理解できるよう心がけている。	4	本人に同意を得た上で行なうことが前提であるが、本人を理解している人も一緒にコミュニケーションをとり、少しでも本人の思いを理解できるよう心がけている。その代弁者が家族である場合、本人と家族とで思いのズレがあることもあり、当センターの方針や理念を説明し、本人の意思決定を支援している。

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。	4	スタッフ自身が何らかの障害を持ちながら生活してきたため、自分達がこれまでの生活の中で蚊帳の外に置かれていると感じる経験をしてきたことも多い。そのため、利用者が中心となり、利用者自身がその問題を解決できるような環境作りなどを一緒に行ない、時には代弁しながら、自分の思いを伝えていくことができることやそのことが大切であることを知ってもらえるよう支援している。	4	権利擁護において当センターでは、自分の想いを伝えていくことができることや、そのことが大切であると考えている。当事者スタッフ自身がこれまでの生活の中で蚊帳の外に置かれていると感じる経験も多い。そのため、ピアカウンセリングを通して、自己信頼の回復を行い、本人と一緒に環境整備をしていく。それが、本人にとってのエンパワメントとなり、いずれは自分自身の権利を守っていけるような支援を行っている。
		4		4	
	b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4	まず、人権侵害を受けていることを本人に知ってもらい、本人と一緒に考え、解決できるように対処している。ただ、それにより、本人の生活が崩れてしまう場合もあるため、そのリスクも含めての判断を本人と一緒に考える。	4
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	虐待の恐れがある場合は、まず事実確認を本人や周りから情報を集め、必要な場合は行政機関等と連携をとり、訪問や情報収集など適切な対応を行なっている。	4	
		4		4	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

資料3-3

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組を提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	淀川区地域自立支援協議会では平成26年度から相談支援部会を立ち上げ、事業所間の情報共有と連携を図っている。	4	淀川区地域自立支援協議会では相談支援部会を立ち上げ、事業所間の情報共有と連携を図っている。その他にも、知的障害者部会、身体障害者部会、居宅介護事業所部会などにも、積極的に参画している。
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	4	計画相談支援を行う事業所が少しずつではあるが増え、相談支援体制をより強化するために平成26年度から相談支援部会を立ち上げた。	4	計画相談支援を行う事業所が少しずつではあるが増え、相談支援体制の強化を目指し相談支援部会を立ち上げた。また、区社会福祉協議会や地域包括支援センター、訪問看護事業所など、単に情報共有のみならず、一緒にケースにあたる機会がこれまでよりも増えている。
			今後も相談支援体制の強化のために相談支援事業に参入してもらえるよう働きかけを行っていければと考えている。		
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	4	当センターは、相談者だけではなく、サービス提供事業所などの関係機関や区社会福祉協議会、行政、地域包括支援センターなどとも交流があり、その中で意見や情報の交換をすることも多く、今地域を取り巻く状況や課題などについては概ね把握しているように思う。	4	
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	4	平成25年度から西淀川区地域自立支援協議会では副会長としてではなく、1委員として参加している。	4	障害福祉サービス提供機関との連携だけでは、解決の方法が限定されてしまうため、福祉分野以外の労働や教育、保健医療機関等との連携は必要であると考えている。定期開催の会議ではないが、個別のケースや特別支援学校、その他、必要に応じて連携する中で、ニーズ把握に努めている。

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3	前述した地域包括支援センターのイベントに参加し、ご家族に当センターの事業内容を説明し、その中でも少しでも何か困ったことがあれば相談できることを広報したり、地域包括支援センターの勉強会にて障害者総合支援法の説明を行い、その中で介護保険をご利用されている高齢の家族と障害を持つ40～50代の子どもといったご家族が少なくないことを知り、連携して支援を行いたいことを伝えた。	3	相談の中で、地域包括支援センターや病院等を訪問することもあり、ケース以外の話に及ぶこともあり、ニーズの掘り起こしができる関係性を構築している。例えば、中途障害により、これまで障害福祉の制度を利用していなかった方にとって、地域で気軽に相談できる場所はないかと連絡をいただくことも多い。 また、定期的な活動として、淀川スポーツセンターとのコラボレーション企画でのサポートを実施。それにより、相談支援につながったケースも多い。
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4	平成25年度から就労支援部会が企画する就労支援事業所説明会で情報を集めるなど区内の状況を少しでも把握できるように努めている。	4	新しい事業所などが、事業説明のため来所されることが多く、事前予約がある場合はもちろん、突如来所された際も、時間が許す範囲で対応し、質問させていただいている。 また、居宅介護事業所部会にも参加し、関係性を作る中で、社会資源状況等の把握に努めている。
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	3	淀川区地域自立支援協議会では平成26年度から相談支援部会を立ち上げ、その中で障がいを持つ児童のサポート体制に関する情報交換を行っている。	4	淀川区地域自立支援協議会では相談支援部会の中で障害を持つ児童のサポート体制に関する情報交換を行っている。 また、就業・生活支援センターとも連携し、情報の収集に努めている。
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	平成26年度から区社会福祉協議会の評議員に委嘱を受け、少しでも地域ネットワーク委員や民生委員との交流が図れればと考えている。 また、平成26年度設立された「豊かな協働センター」の設立に向けての会議に参加し、地域のボランティア団体と意見交換を行うなかで地域との交流の場を持っている。	3	社会福祉協議会の評議員の委嘱を受け、地域活動協議会委員や民生委員との交流を図っている。 また、「豊かな協働推進センター」会議では、地域のボランティア団体と意見交換するなかで情報収集に努めた。
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	4	利用者の多くが淀川区周辺で生活されており、地域の店などを利用されることも多く、情報が必要である。そのため、地域にあるお店を外出や実施する企画で利用するにあたり、バリアフリーかどうかを調査したり店側と交渉し、実際に利用することで障害を持つ人が利用できる店の一つとしての選択肢は徐々に増えている。また、公共施設に関しても駅のバリアフリー情報を収集し実際に利用することで概ね把握している。さらに、スポーツセンターに関しては、相互理解が深まり、淀川スポーツセンターとは現在も「ハンディキャップチャレンジデイ」というコラボレーション企画を毎月サポートしている。	4	

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取り組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	<p>区内にある相談支援事業所が少ないことから地域包括支援センター勉強会や地域自立支援協議会の居宅介護事業所部会などにおいて相談支援事業所の必要性と業務内容、実状などについて説明した。</p> <p>そこから現在あるサービスや制度上でできることとできないことを判別し、できない場合は新たな社会資源の開発や新たな制度作りに向けて意見交換していければ・・・と考えている。</p>	3	<p>区内における既存の社会資源のみでは多様化する障害者のニーズを受け止めることは難しい状況にある。そのため、状況に応じてインフォーマルなサービスや区外の社会資源の利用も視野に入れ相談支援にあたっている。</p> <p>また、既存の社会資源（事業所など）と連携する中で、地域の障害者を取り巻く課題やニーズにおいて共有し、サービスの拡充や障害理解の促進についても働きかけている。その結果、事業所にもよるが生活介護事業所における送迎範囲の拡大や就労継続支援A型事業所での身体介護の導入、定期利用に向けた体験利用の延長などの改善も実現している。</p> <p>さらに、区地域自立支援協議会の取り組みとして、地域住民を対象にヘルパーの役割や仕事について知ってもらう「ヘルパーの仕事ってどんなん？」という研修も行った。</p> <p>次年度においては、今年度の取り組みを継続するとともに、休日の時間に障害当事者が集える場を当センターの取り組みとして実現できるよう現在企画している。</p>
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけることが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	3	<p>多くの問題を抱えた方や問題が長期にわたって継続する場合や解決の糸口を見つけることが困難な場合でも、本人やその家族などの同意がある場合は継続して対応を行なっている。</p> <p>しかしながら、制度上困難な場合や事業所ではなく本人に問題がある場合も多く、まず、本人に状況を理解してもらおうと同時に事業所にも理解を求めていたり、もしくは解決が困難な場合は他機関や行政とも連携しながら対応を行なっている。</p>	3	<p>多くの問題を抱える方や問題が長期化する方など支援が困難な場合であっても、本人や家族のペースに合わせた支援は継続して行っている。しかしながら、制度上、解決するのが困難な場合や周りではなく本人自身またはその家族に問題があることも多い。そのような場合には、まず本人に自分が望む生活と今の状況を比較してもらい、今の状況が自分にとっても「困った状況」だということを認識してもらうことが重要だと考えている。その上で周りへもアプローチを行い問題解決への支援を行っている。また、家族が高齢など困難ケースを個人ではなく世帯としてとらえないといけない場合もあり、そういった場合には単独で支援を行うのではなく地域包括支援センターなどの他機関や行政機関とも連携するなど状況に応じた対応を心がけている。</p>
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	4	<p>地域包括支援センターの勉強会にて障害者総合支援法について説明したり、地域包括支援センターの企画に参加し利用者の家族に対して障がい者相談支援センターがある事を周知するなど地域住民に向けた周知を行っている。</p> <p>平成26年度から区社会福祉協議会の評議員として委嘱を受け、今後障がいを持つ人に関する提言などを行っていかねばと考えている。</p>	4	<p>区障害者相談支援センターの周知については、地域自立支援協議会における運営委員会や部会、それに伴う研修会等で周知している。また、地域住民への発信方法の一つとして、淀川区にある相談支援事業所のマップを配布するなども行っている。</p> <p>また、センターの機関紙「えんじょいかわらばん」では、行事企画のお知らせや制度・サービスについての情報とともに、センター紹介を掲載し、周知に努めている。なお、行事等においては登録や法人枠に捉われないことと、地域の障害者が誰でも参加できるよう福祉サービス事業所に協力依頼し広く呼び掛けている。このような活動を通じても障害を持つ人が当センターのことを知ってもらえる機会としても考えている。</p>
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	4	<p>平成25年度は地域で実施している盆踊大会に相談者とともに参加したり、防災訓練に参加するなど少しでも地域住民の方に当センターのことを知ってもらい、災害時などでも連携が図れるような活動を行った。</p> <p>また地域自立支援協議会の活動内容として災害時要援護者の登録への協力をお願いするために地域ネットワーク委員の前で障害について理解してもらえるように話をした。</p> <p>「企業・NPO異次元交流ライブ淀川区編」に参加し、地域にある他分野の企業やNPOに当センターの役割や障害を持つ人の生活を説明し、当センターと他機関との連携を図れるよう情報交換を行った。</p> <p>平成26年度は、障害当事者の生活や思いについて地域住民に知ってもらえるようにセミナーを行う予定である。</p>	4	<p>地域住民との交流については、当センターや自立支援協議会の役割などを知ってもらえるよう地域での行事に参加するようにしている。例えば、淀川河川敷フェスタでの出店や地域ふれあいコンサート実行委員会、西淀川区自立支援協議会のお祭りイベントなどに参画し、障害当事者が参加しやすくなるよう意見の提言を行っている。</p> <p>また、当センターの取り組みとして、希望された相談者と共に阿倍野防災センターを訪問し、災害時におけるシミュレーション体験をしてもらうことで、災害の危機感や防災の必要性、近隣住民との関係づくりについても感じていただくことができた。</p> <p>さらに、地域への障害者理解の啓発活動として、えんじょいセミナー「BRAVE STORY～過去・現在・そして未来へ～」を開催し、講師に自分の病気・障害やこれまでの生活・経験、アメリカ留学の話などについて障害当事者の目線から、地域で自分らしく生活することの意義を伝えていただき、好評であった。</p>

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>1-4 その他の取組み</p>	<p>当センターは、以下を区の障がい者相談支援センターの役割の一つであると考えて、日々活動している。</p> <p>①区内在住の障がい者を持つ人に相談できる場所があるということを知ってもらうこと ②地域で生活することができるための基盤を作っていくこと ③地域で様々な社会資源や制度を利用しながら生活することができることを知ってもらうこと</p> <p>そのため、①については前述の通り、区内在住の障がい者を持つ人の相談における問題解決や事業所間の連携、情報共有の場として平成26年度から相談支援部会を立ち上げ、その中で障害福祉サービスを利用するまでの手続き及び区内で相談できる相談支援事業所の情報を提供する目的で、「淀川区障がい者相談支援マップ」（参考資料①）をリニューアルし、関係機関や区役所に相談に来られた人へ配布し、制度説明する際の資料として作成した。</p> <p>計画相談支援事業所や地域移行支援事業所の選定会議も平成26年度から相談支援部会で実施するようになった。</p> <p>また、知的障がい者部会では、平成25年度は途中で中止になったが、平成26年度も地域イベントである「よどがわ河川敷フェスタ」に参加し、障がい者を持つ人に支援をしている場所が地域にあること、または各機関が実施している余暇活動を含めた活動内容を知ってもらうために「わくわくよどがわカレンダー」（参考資料②）を配布した。</p> <p>②については、身体障がい者部会では、今年度から部長として身体障害者の置かれている状況を支援者にも知ってもらい、障がい者理解に繋がるようテーマを決めて2ヶ月に1回勉強会や意見交換などを行っている。</p> <p>また、淀川区障がい者・高齢者等虐待防止連絡会に参加して虐待が起った場合の対応のため連携を図っている。</p> <p>さらに、平成25年度まで区の地域自立支援協議会の相談支援部会だった4区相談支援センターネットワーク会議が平成26年度から部会としてではなく、相談支援事業所間の情報交換や近隣区の状況把握等の場として再スタートし、平成26年度は代表として議事進行を行っている。</p> <p>その他に、平成25年度までに引き続き、西淀川区地域自立支援協議会運営会議や生活就労部会への参加、東淀川区地域自立支援協議会定例会への参加、大阪市基幹相談支援センター主催の大阪市相談支援センター連絡会への参加など様々な会議への参加を通じて他機関との連携を図れるよう心掛けた。</p> <p>淀川区の地域における福祉・医療・教育の課題や方向性を考えるため開催された淀川区ビジョン会議へ参加して淀川区地域福祉推進ビジョンの策定に委員の一人として携わったり、障がい者の就労先開拓業務委託に関する事業者選定なども行った。</p> <p>地域の学校や関係機関で障がい者を持つ人の生活や思いについて、障がい者を持つスタッフが講師として話をしたり、文章を寄稿することで障がい者を持つ人に対する理解を深めてもらう活動を行った。</p> <p>また、区内の福祉専門学校から実習生を受け入れ、障がい者を持つ人の支援に興味を持ってもらえるように当センターの業務内容についてだけでなく、業務を通じて障がいのある人の生活や思いを知ってもらえる機会を作った。</p> <p>③については、以前から当センターが余暇活動支援および自己実現のための支援、障がい者の地域でのネットワーク形成のための活動として行ってきた「外出」「イベント参加」「スポーツ」など、様々な活動を継続しつつも新たに加えて行うことにした。</p> <p>その意義としては、①社会参加を通じて、これまで障がいがあるがゆえに経験が少なかった活動と一緒に②自分の経験を通じて、自分が希望する生活を送る上での選択肢を増やす ③活動自体が目的ではなく、その活動を通じて他者とコミュニケーションの機会を増やし、また他の障がい者を持つ人と触れ合うことで自分の振り返りの機会とし、地域でのその人なりの人間関係の構築へとつなげることを考えている。</p> <p>平成25年度から当センターの利用者とともに企画運営している「かたり魔SHOW TIME!」は、毎回テーマを決めて色んな話をするという企画である。話をしやすい演出をする事でその企画を通じて他の利用者とのコミュニケーションや支援者との出会い、新しい自分の発見などその人それぞれの目的を持って、当センターの企画を利用してもらえるよう心掛けた。</p> <p>平成25年から開催の風船ハレーボールほくせつ大会に運営委員として他地域の相談支援事業所と共同で開催したり、年度末からは淀川スポーツセンター主催の「ハンディキャップチャレンジデイ」の企画内容について提案を行い、より障がい者を持つ人が参加しやすく、地域とのつながりを作ってもらいやすいような取組みとなるよう協力している。</p> <p>登録や法人枠に捉われないことと、様々な人に参加してもらえるように考えており、「えんじょいかわらばん」（参考資料④～⑥）を通じて広報している。このような活動を通じて障がい者を持つ人が当センターのことを知ってもらえる機会としても考えている。</p> <p>別紙5「地域課題に対する取組報告書」にも記載していますが、当センターでは、「普段から他者とのコミュニケーションをとれる体制作り」の一環として「社会生活力を高めるための支援」（参考資料⑦）を行い、地域で自分らしく生活するうえで、①外出やさまざまな経験の機会として②他者とのコミュニケーションの場として③触れ合い合える場として必要なことを一緒に学び経験する機会を提供している。こうした経験を通じて、障がい者を持つ人が住み慣れた地域で生活できることを知り、また地域住民にも障がいがある人が普通に生活していることを知ってもらうことで、相互理解が深まればより住みやすい地域になっていくのではと考えている。</p>	<p>今年度</p> <p>当センターは、区障がい者相談支援センターとして活動しているが、当事者主体で運営する視点から、以下の役割も担うべきと考え、取り組んでいる。</p> <p>①障がい当事者とのコラボ企画の実施</p> <p>地域で生活されている当センターの利用者と一緒に定期的に話し合いの場を持ち、シリーズ企画として昨年度に引き続き2回実施。「語り魔SHOW TIME」という企画名で、障がいの有無に関わらず広く募集し、毎回テーマを決めて色んな話をするというスタイル。地域の障がい者の交流の場として話をしやすい演出をする事で、他の利用者とのコミュニケーションや支援者との出会い、新しい自分の発見など、その人それぞれの目的を持って、当センターの企画を利用してもらえるよう心掛けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月31日（土） 語り魔SHOW TIME in café 場所：スターバックスコーヒー 内容：「今年の抱負」「やってみたいこと」を語った 1月10日（土） 語り魔SHOW TIME New Year 場所：豊かな協働推進センター 内容：新年会も兼ね「書初め」 目標をホットケーキに書き発表し、食べながら語った <p>②季節行事の実施</p> <p>これまでも四季折々に応じ、ILP的要素もとり入れた企画を実施してきており、今年度は、特に要望が高い夏を感じる行事を企画し、募集、実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月2日（土） えんじょい夏の陣 ～流しそうめん ただ今納涼中～ 場所：北区・茶屋町周辺 内容：うめぐる（梅田巡回バス）に乗り、MBSを見学した後、飲食店で流しそうめんを体験した車椅子を利用していないが麻痺や筋力低下などで長距離の歩行が大きな負担となる方から「うめぐる」は、「発車したがとてもよかった」「これからも乗りたい」「遠くて諦めていた西梅田や北新地周辺も行ってみたい」などと好評だった。流しそうめんも、それぞれの障がいに応じ協力し合ってみんなで美味しく楽しめた。 8月23日（土） えんじょいサマー「かき氷&花火」大会 場所：えんじょい、近隣の公園 内容：さまざまなシロップやトッピングでオリジナルかき氷を作り楽しんだ後、近隣の公園で協力し合って手持ち花火を楽しみ、夏の思い出づくりを共有した。 <p>③スポーツ企画</p> <p>これまでの経験（学校の体育や病院のリハビリなどで身体を動かすこと）による苦手意識を克服し、スポーツを“観るもの”から“プレイするもの”と感じてもらえればと、この企画が始まり10年となった。当初から、それぞれの障がいをフォローし合いながら、キックベースボールやバドミントン、卓球など、いろいろなことに挑戦した結果、今では風船ハレーボールがメインとなっている。</p> <p>大阪市内には、障がい者がスポーツする場所として舞洲障がい者スポーツセンターや長居障がい者スポーツセンターがあり、設備等は整っているが、自分が住む地域で気軽にスポーツを楽しみ、地域との交流ができ、社会参加のきっかけに繋がればとの思いから、淀川スポーツセンターを利用している。</p> <p>毎月実施する中でチームワークが深まり、参加者同士の交流が生まれ、休憩中は世間話もするが、障がいについての話に及ぶこともあり、相互理解の場にもなっている。また、スポーツセンタースタッフとの交流も増え、障がいについての質問をいただいたり、さらに理解を深めようとしてくださっている。淀川スポーツセンター主催の「ハンディキャップチャレンジデイ」の企画内容について提案し、より障がい者を持つ人が参加しやすく、地域とのつながりを作ってもらいやすいような取組みとなるよう協力している。</p> <p>また、毎月の企画に参加者の中から希望者を募り、風船ハレーボール大会に出場している。ここでは、緊張する中で練習の成果を発揮したり、日頃会うことのない他チームのプレイを観たり交流したりし、刺激を受けている。</p> <p>また、風船ハレーボールほくせつ大会においては、運営委員として他地域の相談支援事業所と共同で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月6日（日） ふうせんハレーボール 関西大会 場所：舞洲障がい者スポーツセンター 6月8日（日） ふうせんハレーボール 大阪大会 場所：長居障がい者スポーツセンター 9月21日（日） ふうせんハレーボール ほくせつ大会 場所：豊中市立障害福祉センターひまわり

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター										変更又は改善内容									
2 日々の相談支援業務		平成25年度										平成26年度									
2-1 継続支援対象者数		平成25年度										平成26年度									
①継続的な委託相談支援を行った実人数（指定相談支援を除く）		障がい種別		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	障がい種別		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数				
身体障がい	視 覚	7	0	2	5	5	0	0	5	0	5	視 覚	7	0	2	5					
	聴 覚	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	聴 覚	1	0	1	0					
	肢 体	32	2	8	26	26	6	5	27	27	6	肢 体	32	2	8	26					
	内 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	内 部	0	0	0	0					
	計	40	2	11	31	31	7	5	33	31	7	計	40	2	11	31					
	知的障がい	34	5	20	19	18	9	5	22	18	9	知的障がい	34	5	20	19					
	精神障がい	13	2	4	11	12	10	6	16	12	10	精神障がい	13	2	4	11					
	障がい児	5	0	2	3	3	0	0	3	3	0	障がい児	5	0	2	3					
	重複障がい	34	5	12	27	27	8	5	30	27	8	重複障がい	34	5	12	27					
	難病・その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	難病・その他	1	0	1	0					
合 計	127	14	50	91	91	34	21	104	91	34	合 計	127	14	50	91						
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計					
		17人	19人	31人	12人	79人	24人	19人	34人	17人	94人	24人	19人	34人	17人	94人					
2-2 相談支援内容		平成25年度										平成26年度									
①延べ相談件数		身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計	身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	それ以外	計
		視覚	聴覚	肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計	視覚	聴覚	肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	それ以外	計
福祉サービスの利用援助		75	0	609	19	703	466	435	691	45	2340	31	0	667	19	717	330	458	912	30	2447
うち、継続的な支援対象者の件数		63	0	437	4	504	221	224	604	6	1559	17	0	480	0	497	226	276	849	0	1848
社会資源を活用するための支援		23	0	227	10	260	291	129	157	23	860	5	19	166	5	195	210	237	403	18	1063
うち、継続的な支援対象者の件数		19	0	200	0	219	139	74	126	4	562	0	16	102	0	118	172	124	384	0	798
社会性活力を高めるための支援		6	0	53	0	59	66	32	46	4	207	1	3	65	0	69	61	72	90	1	293
うち、継続的な支援対象者の件数		5	0	48	0	53	53	25	45	3	179	0	2	60	0	62	46	57	89	0	254
ピアカウンセリング		1	0	28	0	29	35	31	38	6	139	2	1	52	0	55	27	61	44	0	187
うち、継続的な支援対象者の件数		1	0	24	0	25	20	17	30	5	97	1	0	45	0	46	19	41	43	0	149
権利擁護のために必要な援助		8	0	6	0	14	14	13	22	4	67	0	1	46	1	48	53	19	105	1	226
うち、継続的な支援対象者の件数		7	0	4	0	11	5	2	20	0	38	0	0	43	0	43	34	1	104	0	182
専門機関の紹介		0	0	2	0	2	2	2	7	3	16	0	0	5	0	5	10	12	5	1	33
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	1	0	1	1	0	6	0	8	0	0	0	0	0	5	1	4	0	10
その他		1	0	94	0	95	119	49	65	40	368	2	1	90	5	98	146	40	70	74	428
うち、継続的な支援対象者の件数		1	0	76	0	77	71	18	62	14	242	2	1	80	0	83	92	19	67	41	302
合計		114	0	1019	29	1162	993	691	1026	125	3997	41	25	1091	30	1187	837	899	1629	125	4677
うち、継続的な支援対象者の件数		96	0	790	4	890	510	360	893	32	2685	20	19	810	0	849	594	519	1540	41	3543
②相談の実施方法		来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計					
		188件	2211件	311件	49件	2759件	287件	2149件	382件	56件	2874件	287件	2149件	382件	56件	2874件					

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>2-3 日々の相談件数の分析</p>	<p style="text-align: center;">平成25年度</p> <p>これまで当センターで相談されていた障害を持つ利用者が福祉サービス利用受給者証更新やサービス内容などの変更に伴い、徐々に計画相談支援に移行している。福祉サービスを利用している利用者については、今後も計画相談に移行していくものと考えている。</p> <p>また、新規の相談については、福祉サービスを利用される場合の申請手続きなどのサポート、または福祉サービスを利用しているが、計画相談支援を利用していない人からの相談が多い。</p> <p>そして最近の傾向であるが、平成25年度も発達障害を持つ人からの相談が増えている。</p> <p>さらに、区役所の保健福祉センターや保健師だけではなく、生活保護のケースワーカーや地域包括支援センターや病院など他分野の機関からの相談も相変わらず多い。</p> <p>各機関から求められる役割が大きいことは期待の表れであると思ひ、とてもうれしく思っている。</p> <p>昨年度以上に、当センターの中でも相談における計画相談支援の利用者が占める割合が大幅に増え、本来の区の相談支援センターとしての役割が果たし切れていない部分を感じる事が多い。目の前にあるすべき事をこなしていこうと必死に追いかけても追いつかない部分も出てきており、今後の課題である。</p> <p>そういった状況の中でも、障害当事者を相談支援員として配置している当センターがこれまで大切にしてきた、生活上必要なコミュニケーション能力の向上や社会経験を補うような支援については、障害当事者の生活能力の向上につながるから今後も継続して実施できるようにしていく必要があるように思う。</p>	<p style="text-align: center;">平成26年度</p> <p>相談者においては昨年度に引き続き精神障害者と発達障害者が増加傾向にあり、相談内容においても生活・医療・就労・権利擁護など複合的な問題を抱えているケースも多い。また、相談者の中にはサービスにも繋がっておらず「自分が今何に困っているのか」や「自分がどんな生活をしたいのか」に気づけていない場合もあるため継続的なピアカウンセリングやILPを行うことにより自分のニーズに気づいてもらえるよう支援している。加えて家族等からの相談も増えてきており、本人よりも家族のほうが困っている場合もよくあり、本人の想いを周りに代弁するためにも当センターの役割について説明させていただくところから支援に入ることも多い。その上で本人のペース及び障害特性に応じた対応を行っている。さらに病院や入所施設、特別支援学校などから退院・退所・卒業されるにあたり、「地域生活に向けてサポートしてほしい」と連絡をいただくことや地域包括支援センターから連携を求められることも増えてきており、概ね当センターの役割としての認知度は高まってきているように感じる。今年度は特に触法障害者からの相談が例年よりも多く弁護士や地域定着支援センター、こども家庭センター等とも連携し支援を行うこともあった。</p> <p>当センターは大阪市からの委託を受けた区障害者相談支援センターとして活動しているが、計画相談支援事業を行う指定特定相談支援事業所としての一面もあるため、本人が計画相談支援の利用を希望され当センターを選ばれた場合については、指定特定相談支援事業に移行してもらっている。しかし、計画相談支援の保有件数が増えるほどその対応に追われてしまうため、指定特定・一般相談支援事業所等への後方支援については積極的に行うことはできておらず、周りが求めるほどの期待には応えきれない現状もある。淀川区でも徐々に指定特定相談支援事業所は増えてきているが、どこの事業所も少人数の相談支援専門員で事業運営されているため、このまま事業所が増えていかなければ飽和状態になるのは時間の問題ではないかと感じている。そのため地域に障害福祉サービスを提供する事業所が当センターに来所された際には、地域の状況や課題等も説明し指定特定相談支援事業所への関心を高めてもらえるような働きかけを行っている。それにより事業運営や申請手続きなどについての相談も少しずつではあるが増えてきている。</p>

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容				
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成25年度				平成26年度				
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数			
	身体障がい									
	知的障がい									
	精神障がい									
	重複障がい									
	難病・その他									
	計	0件	0人	0件	0件	0人	0件		0件	
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別		時間帯別		平日・休日別		
	夜間出動		休日出動		夜間出動		休日出動			
	日中出動		平日出動		日中出動		平日出動			
	合計	0件	合計	0件	合計	0件	合計	0件		
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容			
	本人		病気・けが等の発生		本人		病気・けが等の発生			
	家主		精神症状の悪化		家主		精神症状の悪化			
近隣		日常生活上のアクシデント		近隣		日常生活上のアクシデント				
警察・消防		家事・災害等		警察・消防		家事・災害等				
医療機関		近隣からのクレーム		医療機関		近隣からのクレーム				
その他		その他		その他		その他				
2-5 業務委託料の収支精算について		平成25年度				平成26年度				
①歳入		金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳			
	科目									
	業務委託料	13,232,000円	大阪市障がい者相談支援事業	13,230,000円	大阪市障がい者相談支援事業					
	預金利子	197円		180円						
	その他	3,059,230円	経理区分間繰入金収入	2,447,134円	経理区分間繰入金収入					
	合計	16,291,427円		15,677,314円						
②歳出		金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳			
	科目									
	人件費	13,520,841円		12,986,566円						
	常勤職員人件費	10,211,268円		10,143,000円						
	非常勤職員人件費	1,775,828円		1,239,210円						
	その他	1,533,745円		1,604,358円						
	物件費	2,770,586円		2,692,746円						
	報酬									
	賃金									
	報償費									
	消耗品費			39,690円	事務用品					
	印刷製本費			241,668円	コピー用紙、名刺印刷					
	光熱水費			145,530円	電気ガス水道					
	通信運搬費			424,242円	電話、インターネット、郵送料					
	手数料									
	筆耕翻訳料									
	使用料									
	不動産賃借料				1,714,608円	家賃				
備品購入費										
その他										
	合計	16,291,427円		15,679,312円						

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について	昨年度	今年度
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	<p>ま、区内に相談支援事業所が少ないことから後もうと相談支援事業所が増えていくように様々なところで相談支援事業所の必要性や事業運営のサポートなどを行っていかねばと考えている。</p> <p>また、国全体の課題ではあるが、区内においても福祉従事者、特に障害を持つ人へのサポートをする従事者が不足しているため、今後いろいろな場所で障害について理解してもらえるための活動をしていけたらと思っている。</p> <p>平成26年度、地域自立支援協議会で実施予定の研修会は、ヘルパーの仕事について知ってもらうと同時に地域住民に障害を理解してもらう事で少しでも障害を持つ人が生活しやすい環境を作っていけたらという目的も含まれている。</p> <p>さらに、区の特徴の一つとして、同居の親が高齢にも関わらず必要最小限のサービスしか受けていない、または未申請の40～50代の障害を持つ人が多く、親の高齢化に伴い、どうしたらいいのかという相談も多い。これについては①相談できる所があることを知ってもらい、②地域包括支援センターと連携して情報発信を行い、一緒に訪問できる体制を確保していけたらと考えている。</p> <p>地域にある社会資源は少しずつは増えているが、まだまだ十分ではない。たとえば、身体障害を持つ人が入居できるグループホームや利用できる就労継続支援A型、医療的ケアができる生活介護や、短期入所、居宅介護支援事業所などについては、区内だけではなく、どこの地域も不足している状況で、相談があっても対応が難しいのが現状で、地域の中で生活をしていくには社会資源の整備が急務であるように思う。</p> <p>そして、障害を持つ人が地域で孤立することなく生活するためには、地域とのつながりを作っていければと考えている。そのためには地域の中で自分なりのコミュニティを作りやすいように、防災訓練や地域の行事に参加し、地域住民に障害を持つ人への理解を深めてもらうと同時に、障害を持つ人も当センターの企画などを通じて人間関係を作る練習をしながら、地域の施設や店舗を利用し、少しでも地域の中で障害を持つ人がその人らしく生活できる環境をいっしょに整えていけたらと思う。</p>	<p>①社会資源の不足 区内における社会資源が不足していることがあげられる。グループホームや医療的ケアができる生活介護事業所、緊急時に利用できる短期入所事業所など、なくては困る事業所が不足している。そのため、必要に応じて近隣区にある事業所にも声をかけるが「対応が難しい」や「空きがない」などと断られるケースも少なくはない。</p> <p>また、就労系サービスにおいては、身体介護（例えばトイレ介助など）を必要とする方々への受け入れはごくわずかであり、通所手段についても送迎でなく自力通所ができる人でないと利用できない制約があることで社会参加への妨げになっている部分もある。</p> <p>さらに、訪問系サービスにおいては、重度訪問介護による長時間のサービスや夜間帯でのサービス導入が、ヘルパー不足の課題により対応が難しいと断られるケースも少なくはない。ヘルパー利用は多くの障害者が地域で自分らしく生活するための手段であり、その役割は極めて大きいと言える。今年度は地域自立支援協議会において地域住民の方々にヘルパーの仕事や役割について知ってもらう「ヘルパーの仕事ってどんなん？」という研修会を実施した。</p> <p>今後も社会資源の状況把握や情報収集においては行うとともに、地域の状況についても行政機関に継続的に訴えていきたいと考えている。</p> <p>②計画相談支援事業の担い手不足 区内において計画相談支援事業を行える指定特定相談支援事業所が少ないことがあげられる。年々少しずつは増えてきているが、どこの事業所も少数の相談支援専門員で事業運営されているため、このまま事業所が増えていかないと飽和状態になるのは時間の問題である。それにより、自分一人では問題解決が難しい人やサービスの調整が一人では困難な人など、計画相談支援を本当に必要とする人たちが社会の都合により利用しにくく、セルフプランでのサービス利用を余儀なくされる状況が訪れてしまうのは本末転倒と言える。そういった状況を改善していくためにも地域の事業所に対しては障害者支援における相談支援の必要性を訴えていくとともに事業運営に当たった後の後方支援も継続的に行っていきたいと考えている。</p> <p>③障害当事者及び家族の高齢化による問題 区内において、サービスに繋がっていない障害当事者とその家族が高齢化し孤立化する問題があげられる。家族の意向でそれまで家族対応でなんとかしてきた世帯も、高齢化によりだんだんとできることが減り、それがネグレクトなど虐待に繋がるケースもある。こういったケースの場合、いかに本人・家族との関係性を構築できるかがポイントであり、問題が起こる前に相談に繋がれば本人・家族にとっての生活の選択肢を広げていくことができる。そのためにも地域と連携しながらアウトリーチ活動を行い、権利擁護の視点から潜在的なニーズの掘り起こしに努めたいと考える。また次年度においては地域自立支援協議会の取り組みとして、親なき後の障害当事者の生活を考える研修会も現在企画中である。</p>

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨年度	今年度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成26年10月28日	平成27年11月24日（火）
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的な印象として周知、啓発に力を入れているのは分かるが、効果などを具体的に示してもらえた方が分かりやすいのでは…。 	
	1 事業運営全般	<ul style="list-style-type: none"> • 指定相談支援事業所への参入の働きかけは制度設計した人の責任ではないか？むしろフォローや連携に取り組んだ方がいいのでは… • 他区の地域自立支援協議会に参加するのはどうなのか？淀川区の委託を受けて活動しているのだから何が何でも出席する理由はないのではないか。もし、理由があるなら書いた方がいいのではないかと。⇒これまでの圏域もあったことから現時点で他区にも当センターの利用者がいる。そのため、他区の地域自立支援協議会に出席することで障がいを持つ人を取り巻く環境を把握する必要があると考え、参加している。ただ、現時点でも相談と重なることもあり、会議を欠席することも多くなっている。来年度以降については、状況等を勘案して判断することに… 	<ul style="list-style-type: none"> • 一人のスタッフでできる事には限界があり、限られた人数で事業運営をされているため、それに見合った業務内容に調整するべきではないか。特に、計画相談の受け入れ増加により業務増大につながっているのであれば、見直しをする必要があるのではないかと。 • スタッフが携わっているCPサッカー大会など、えんじょい独自の事業でない企画であっても、そのようなイベントがあることを地域に周知しており、該当する項目で報告してもいいのではないかと。※地元企業と地域の学校、社会福祉協議会の協力を得て開催している大会。CPサッカー（脳性麻痺7人制サッカー）という障害者スポーツを通じて、障害者理解や地域交流の機会となることを目的の一つとしている。 • 地元小学校での福祉教育への協力なども、該当する項目に記載する方がいい
	2 日々の相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> • 発達障害を持つ人の相談件数のカウントはどこに入っているか？⇒知的障害を持つ人か精神障害を持つ人のところに • 電話回線が増えてもスタッフの人数や委託料が増えてなかったら、意味がないのではないかと？⇒スタッフの増員については法人とも話し合っているところであるが、委託料が増えないとなかなか難しいのが現状である。また電話対応が増えることで、事務などの実務が後回しになっている。 • 精神障害を持つ人へのピアカウンセリング方法について • 緊急対応がなぜないのか？⇒住宅入居支援の利用者のみカウントするため • 登録解除の人数が多いのはなぜか？⇒利用者の死亡や、転居ももちろんだが、大部分は計画相談支援に移行したからと伝える。 • 計画相談支援なども含め全体的な相談件数は増えているはずだが、委託相談支援事業の相談件数だけを見られて、減っていると誤解されるかもしれない。⇒自己評価のプロセスを終えてのところに総相談件数を記入することに 	<ul style="list-style-type: none"> • 相談件数の中で訪問相談を希望される方が増えてきているのは何か理由があるか？⇒以前は、訪問相談を希望される方は、身体障害が重くて来所できないからとおっしゃることが多かったが、最近は、障害種別に関わらず、訪問を希望される方が増えてきているように感じる。様々な理由により、外に出て相談に行くということが、それだけハードルが高いということだと思う。 • 委託相談で関わっている人の計画相談への導入はどのようにしているのか？⇒障害福祉サービスの利用時や本人の希望により導入する。本人には、他の相談支援事業所と契約されても、委託の役割の中で関係性が途切れるわけではないと説明をしたうえで指定相談支援事業所を選んでもらっているが、委託相談での関わりにより、そのまま当センターを選ばれることもある。 • その他の取り組みについて、具体的に書いており、参加人数も記入していければよりわかりやすかった。
	3 区における地域課題について	<ul style="list-style-type: none"> • 「介護保険の事業所との相互理解」について指摘は間違っていないが、テーマが大きすぎるのではないかと。国の検討課題ではないかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 相談支援事業所において、委託と指定での役割分担が必要と感じる。地域包括もそうしている。 • 指定相談支援事業所の不足とあるが、相談支援事業所の数だけが増えればいいというものでもない。そこに質が伴わないと相談支援は機能しない。 • 相談支援事業所の特徴が各事業所で出れば、分散させることはできる。そのためには、相談機能の強化が必要。

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨年度	今年度
	<p>当センターは平成24年から淀川区障害者相談支援センターえんじょいとして区障がい者相談支援センターの委託を受けて3年目になるが、この間区障がい者相談支援センターの役割とはどのようなものか？またどのような役割を求められているのかを考えながら業務を行ってきた。</p> <p>しかし、平成25年度後半以降当センターでも計画相談支援の利用者が急激に増加したことで、計画相談支援の利用者の対応を余儀なくされている状態になりつつある。市としても昨年10月から区障がい者相談支援センターと地域活動支援センターについては、区内の計画相談支援の選択リストから除外する旨を区に到達するなどの対応をしていただいたが、指定相談支援事業所が少ない区であったことから事業所間で話し合った結果、リストに再度戻してもらう結果になり、それ以降も利用者は確実に増加している状況である。</p> <p>平成25年度は平成24年度に比べて、区障がい者相談支援センターの相談件数は減っているが、これは前述したとおり、当センターがこれまで関わっていた利用者が計画相談支援への移行などからによるもので計画相談支援も含めた当センターの相談支援事業所全体の相談件数はむしろ増加の一途を辿っている。 相談総件数 平成24年度 5404件 ⇒ 平成25年度 6685件</p> <p>今年に入り、指定相談支援事業所が区内に数か所増設されたことから計画相談支援の依頼を受けるペースはこれまでに比べて緩くなっているのかもしれないが、それでも区障がい者相談支援センターが計画相談支援を行う要件であった「区障がい者相談支援センターの業務に支障がない」範囲を超えているように感じる。</p> <p>指定相談支援事業所の役割を今後も同時に担うとすれば、制度上の役割分担が明確にできていない現在の制度のままだと区障がい者相談支援センターの本来行うべき業務を行わないで、計画相談支援の業務を優先してしまわざるを得ないセンターも出てくるのではないかと心配である。どこの区も指定相談支援事業所の数が圧倒的に不足しているのが最大の要因では…と思われるので、今後、もっと指定相談支援事業所が増えていくように働きかけていただければと思う。</p> <p>また、もし区障がい者相談支援センターの業務のみで行うにしても、決算報告に示したとおり、昨年同様母体の法人による資金援助がなければ人件費すら賄えず、これ以上の人員増加は難しい状況であり、現在の業務委託料では対応が難しい。現時点でもこのような状態であるため、市の財政が厳しいのは承知の上ですが、きちんと区障がい者相談支援センターの業務に専念できるようにするには、もう少し予算面も考量していただければと思う。</p> <p>当センターは障害を持つスタッフが相談業務を行っている性質上、これまで通り本人の意思を最優先に業務を行い、またバランスを考えながらではあるが、大切に考えているCIL的要素も現在の業務の中でできる限り、取り入れながら活動していければと考えている。</p>	<p>平成27年3月31日をもって、大阪市が定めた委託期間は終了したが、今年度から新たな委託期間がスタートしている。</p> <p>区障がい者相談支援センターとしての委託を受けて3年目となる平成26年度は、地域の方々や福祉サービス事業所など関係機関からの新規の相談がさらに増え、認知度が上がってきたことを実感した年度だった。福祉サービスの利用に慣れていない方々からの相談が増え、時間を要する丁寧な対応が必要とされることも多く、同時に増加している計画相談支援も相まって、これまでに大切にしていた理念と現実との間でのジレンマが生じた。今回の自己評価にあたって、そのような状況があらわれている項目がいくつかあったことに対して、地域自立支援協議会での報告に出席してくださった方からもご意見がでて、状況を理解していただくことはできたが、今後、どのように対応していくべきかを改めて考える機会にもなった。</p> <p>地域課題の項目において、計画相談支援事業の担い手不足と挙げたことについて、出席者からも共感をいただくことはできたが、その一方で、相談支援事業所の数だけが増えることに対して危惧する声も上がった。平成26年度に立ち上がった区地域自立支援協議会の相談支援部会では、互いに意見交換をする中で相談支援事業所の力量を高めあう場になっている。新しく立ち上げた相談支援事業所も随時参加できるよう体制を整えており、今後、増えていくであろう新規の相談支援事業所にも関心を持ってもらえるよう積極的に呼び掛けていく必要があると感じた。</p> <p>また、昨年同様、決算報告に示したとおり、現在の業務委託料だけでは、十分な体制を整えることが難しい状況にあるのは変わっていない。市の財政が厳しいのは承知の上だが、きちんと区障がい者相談支援センターの業務に専念できるようにするには、もう少し予算面も考慮していただければと思う。</p>